

(別添1)

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

無線設備規則の一部を改正する省令及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>「1 略」 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許(以下「免許等」という。)を受けている簡易無線局の無線設備(この省令による改正前の設備規則第五十四条第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するもの(同項第一号に掲げる条件に適合するものにあつては、F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの)に限り、同項第二号に掲げる条件に適合するものについては、F二B、F二C、F二D、F三C又はF三E電波三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下「旧設備」という。)( )の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、令和六年十一月三十日までは、なお従前の例による。</p> <p>3 総務大臣は、この省令の施行の日から令和六年十一月三十日までの間に限り、旧設備を使用する簡易無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p>	<p>附則</p> <p>「1 同上」 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許(以下「免許等」という。)を受けている簡易無線局の無線設備(この省令による改正前の設備規則第五十四条第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するもの(同項第一号に掲げる条件に適合するものにあつては、F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの)に限り、同項第二号に掲げる条件に適合するものについては、F二B、F二C、F二D、F三C又はF三E電波三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下「旧設備」という。)( )の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の例による。</p> <p>3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成三十四年十一月三十日までの間に限り、旧設備を使用する簡易無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則  (三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項第四号の二に掲げる特定無線設備（F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）及び同項第四号の三に掲げる特定無線設備（以下「旧設備」という。）に係る表示は、令和六年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた旧設備に付する表示は、令和六年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。</p>	<p>附則  (三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項第四号の二に掲げる特定無線設備（F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）及び同項第四号の三に掲げる特定無線設備（以下「旧設備」という。）に係る表示は、平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた旧設備に付する表示は、平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第九十六号）

附則第二項及び第三項の規定により免許を受けている簡易無線局であつて、同令による改正後の無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条に規定する条件に適合しない無線設備に係る周波数の使用について令和四年十一月三十日までとする旨の免許の条件が付されているものについては、当該免許の有効期間が令和六年十一月三十日以前に満了するものは当該条件が付されていないものとみなし、令和六年十二月一日以降に満了するものは令和六年十一月三十日までとする旨の免許の条件が付されているものとみなす。

3 この省令の施行前に受けている電波法第百三条の二第十五項第三号の規定による総務大臣の確認については、なおその効力を有する。